

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、年をとられたときの老齢基礎年金や万が一のとき障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができる制度です。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、申請することにより、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

国民年金の保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親と（世帯主）と同居している若年者は、保険料免除制度を利用することができません。

他の年齢層と比べて所得が少ない若年層（20歳代）の方が保険料免除制度を利用できず将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請することにより保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者のみで所得要件を審査します（所得基準は、全額免除と同じです）。

この納付猶予の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額には算入されませんが、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するための資格期間には算入されます。

また、将来受け取る年金額が少なくならないように、納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納付することができる追納制度があります（猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします）。

申請・問合せ先 住民課住民年金係（2番窓口） ☎65・3301

※原則として、毎年度手続きが必要です。



大切な手続きをお忘れなく
若年者納付猶予制度をご存知ですか？

土師保育所、吉隈保育所では、下記日程で園庭開放を行います。

お家にいる0歳～5歳までのお友達。ぜひ、保育所に遊びに来てください。「待つてま～す♪」

問合せ先 土師保育所 ☎65.0077 吉隈保育所 ☎65.3367

★土師保育所日程★	園庭開放内容	★吉隈保育所日程★
☆三 7月3日(木)	水遊び	☆三 7月24日(木)
☆三 8月7日(木)	水遊び	☆三 8月28日(木)
☆三 11月5日(水)	焼き芋・焼きそばパーティー	☆三 11月18日(火)

